

淀川水系水利用検討会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、淀川水系水利用検討会（以下「本検討会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本検討会は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、関係水利使用者等が河川管理者と共に水利用に関する情報交換や意見交換（以下「意見交換等」という。）を行うことにより、淀川水系の水利用に関する現状と課題について認識を共有するとともに、関係者間の相互理解を醸成し、今後の水利用のあり方について検討を行うことを目的とする。

（意見交換等）

第3条 本検討会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する意見交換等を行うものとする。

- 一 淀川水系における渇水調整の考え方に関する事項
- 二 淀川水系における渇水リスクに関する事項
- 三 淀川水系における既存水資源開発施設の活用に関する事項
- 四 その他、本検討会の目的達成に関する事項

（本検討会の構成等）

第4条 本検討会は、別表で構成される。

- 2 必要に応じ、本検討会の構成は変更することが出来る。
- 3 本検討会の開催は、原則として事務局が招集し、第3条で規定する検討を行う。
- 4 本検討会の構成員は、本検討会の開催を事務局に要請することが出来る。
- 5 本検討会は、必要があると認められるときは構成機関以外の関係者の説明を求めることが出来る。

（情報公開）

第5条 本検討会は、原則として非公開とする。

（事務局）

第6条 本検討会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局河川部に置く。

- 2 事務局は、本検討会の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第7条 この規約を改正する必要があると認められるときは、本検討会で協議する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、本検討会で協議する。

付 則

本規約は、平成26年 月 日から施行する。

(別表) 淀川水系水利用検討会の構成

構成機関	構 成 員
滋賀県	企業庁 総務課 計画管理室長
	土木交通部 流域政策局 広域河川政策室長
	琵琶湖環境部 琵琶湖政策課長
京都府	文化環境部 公営企画課 水資源・水道担当課長
	文化環境部 建設整備課 理事
大阪府	政策企画部 戦略事業室 空港・広域インフラ課長
兵庫県	企画県民部 エネルギー対策課長
京都市	上下水道局 水道部 管理課長
大阪市	水道局 工務部 計画課長
大阪広域水道企業団	経営管理部 企画課長
阪神水道企業団	技術部 浄水計画課長
近畿経済産業局	産業部 産業課長
近畿地方整備局	河川部 河川調査官 広域水管理官 水政課長 河川環境課長 河川管理課長 琵琶湖河川事務所長 淀川河川事務所長 淀川ダム統合管理事務所長

注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

司会進行は、事務局が行うものとする。